台風等異常気象時の登下校について(改訂版)

1. 岡崎市に「暴風警報」が発表されたときの生徒の登校について

- (1) 午前6時00分までに暴風警報が解除された場合 ⇒ 平常通り授業をします
- (2) 午前6時00分から午前11時までに暴風警報が解除された場合 ⇒ 午後1時から始業
- (3) 午前11時を過ぎても暴風警報が解除されない場合 ⇒ この日は臨時休業となります
- (4) 登校途中に警報が出たことを知った場合
- ⇒ すぐに帰宅します
- (5) 休日 (土曜・日曜・祭日) に警報が出た場合 ⇒ **登校させないでください**

 - 上記(1)(2)の場合でも、道路の冠水・河川の増水等により登校が危険な場合には、登校 させない。※生徒の安全確保のため、その場合は学校へご連絡ください

2. 登校後に「暴風警報」が発表された場合

- (1) 気象条件等を総合的に判断して、生徒が安全に帰宅できると認めた場合
 - ⇒ 教師の指示で授業を中断して速やかに下校させます。
- (2) 警報が解除されても、戸外の通行が危険だと判断した場合 ⇒ 安全だと確認できるまで生 徒を学校に残し、保護者の方が連れに来ていただければ保護者と共に下校します。 (注)「岡崎市」に警報が出ているかをテレビの情報画面、気象庁の発表等でご確認ください。

3.「特別警報」が発表された場合

- (1) 登校前に出された場合は、登校させない。解除後も、生徒が安全に登校できると判断できる までは登校させません。
- (2) 登校後に出された場合は、授業を中止し、保護者への引き渡しや学校留め置き等の最善の策 を迅速に行います。(その際の連絡は、城北メールとホームページ等ですみやかに対応する) 午前6時00分から午前11時までに暴風警報が解除された場合 ⇒ 午後1時から始業 ○通学路の状況等で登校できない場合
 - 1の(1)(2)の場合や、大雨洪水警報等が出され、通学路の冠水・道路や橋の破壊・電 線の断線等で、生徒の通学が困難だと保護者が判断された場合
 - ⇒お子さんを登校させないでください。その場合、学校へ電話でご連絡願います。

4. 「地震発生時」又は「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の授業等について

(1) 事前に情報がない状態で地震が発生した場合

生徒が在宅時に震度5弱以上の地震が発生した場合、学校は臨時休校となる

- (2)南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合 ⇒ 原則として通常通りの教育活動。 校外活動は、発表後に出発する場合は一時見合わせ。校外で活動中の場合はいつでも帰校できる準備。
- (3)南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合⇒原則として通常通りの教育活動。 校外活動は発表後に出発する場合は延期(中止)。校外で活動中の場合は速やかに帰校する。
- (4) 南海トラフ地震臨時情報(**巨大地震警戒**)が発表された場合 ⇒ 生徒の安全に留意しなが ら、原則として通常の授業や行事は行い、授業終了後には、生徒は速やかに帰宅する。校外 活動については、(3)と同様。部活動は実施しない。生徒の安全な登下校が確保できないと 学校長が判断した場合は、臨時休校とすることもある。

【 連絡先:岡崎市立城北中学校 教頭 №21-8103 】